一　生命保険リスクの額の基礎となる各リスクの額

二　その他の巨大災害リスクに含まれる各リスクの額

三　市場リスクの額の基礎となる各リスク（為替リスク及び資産集中リスクを除く。）の額

２　ストレス・アプローチにおいて、経済価値ベースのバランスシートにおける再計算の対象及びストレス・シナリオは、次項に定めるもののほか、前項各号に掲げるリスクの額ごとにそれぞれ第二節、第四節及び第五節において定めるところに従うものとする。

３　ストレス・アプローチによるリスクの額の計算において、経済価値ベースのバランスシート計上額のうち、次の各号に掲げる額は再計算をしないものとする。

一　第三章第二節第四款に規定するMOCEの額

二　第三章第四節に規定する繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額

三　前章第二節第四款に規定するTier１適格資本の調整の額及び同章第三節第四款に規定するTier２適格資本の調整の額に含まれるものの額

四　保険会社等が発行した資本調達手段のうち適格資本の額に含まれるものの額

五　非保険事業に係るものの額（連結ベースの場合に限る。）

（リスクの額の計算におけるエクスポージャー）

第四十八条　第四十五条第一項第一号イに掲げる保険事業に係る所要資本の額の基礎となるリスクの額のうち、前条第一項各号に掲げるリスクの額以外のリスクの額の計算にあっては、リスクの額の計算におけるエクスポージャーの額から次の各号に掲げる額を除くものとする。

一　前章第二節第四款に規定するTier１適格資本の調整の額及び同章第三節第四款に規定するTier２適格資本の調整の額に含まれるものの額

二　保険会社等が発行した資本調達手段のうち適格資本の額に含まれるものの額

三　非保険事業に係るものの額（連結ベースの場合に限る。）

（リスク削減手法）

第四十九条　第四十五条第一項第一号イ⑴から⑶までに掲げるリスクの額の計算については、次の各号に掲げる基準の全てを満たすリスク削減手法の効果を認識することができる。

一　関係する全ての法域において法的に有効であり、かつ、法的強制力を有していること。

二　契約上、リスクの移転が明確に定義されていること。

三　第三者への実効的なリスク移転を伴うものであること。

四　所要資本の額の計算において、当該リスク削減手法により生じるエクスポージャーが考慮されていること。

五　取引相手方の債務不履行、支払不能、破産その他これらに類する事由が発生した場合に、当該取引相手方に対して直接的な請求権を有すること。

六　リスク削減手法の提供者が、契約当事者間で特定された事由において確実にプロテクションを提供できるように、十分な適格格付機関の格付、資本水準又は担保設定水準のいずれかを通じて実証可能と言える十分な信用力を有すること。

２　第四十五条第一項第一号イ⑷に掲げる市場リスクの額の計算については、前項各号の基準の全てを満たすリスク削減手法であって、かつ、特定のエクスポージャー又はエクスポージャープールを明示的に参照するものの効果を認識することができる。

（リスク削減手法の効果）

第五十条　前条のリスク削減手法の効果の額の計算は、次の各号に掲げる基準の全てを満たさなければならない。

一　リスク削減手法の程度に応じたものであること。

二　基準日時点で有効なリスク削減手法に基づいていること。

三　二重に考慮されていないこと。

四　全てのベーシス・リスク（リスク削減手法の対象となるエクスポージャーが保険会社等のリスク・エクスポージャーに対応しないことによるリスクをいう。以下この章において同じ。）の影響が合理的に考慮されていること。

五　再保険によるリスク削減手法にあっては、支払った復元保険料（契約期間において、再保険金の発生により縮小又は消滅した再保険契約のてん補責任限度額を復活させるために、出再保険会社から受再保険会社に支払われる保険料をいう。）が考慮されていること。

六　リスク削減手法の残存期間又は対象とするリスクに係るエクスポージャーの残存期間に応じて次のイ又はロに掲げる割合に比例する方法で認識されていること。

イ　リスク削減手法が対象とするリスクに係るエクスポージャーの残存期間が十二月未満の場合は、エクスポージャーの残存期間に対するリスク削減手法の残存期間の割合（ただし、100％を限度とする。）

ロ　リスク削減手法が対象とするリスクに係るエクスポージャーの残存期間が十二月以上の場合は、十二月間に対するリスク削減手法の残存期間の割合（ただし、100％を限度とする。）

２　前項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げるリスクについては、当該各号に定める基準を満たす場合に限り、同項第六号におけるリスク削減手法の残存期間において、同項第一号及び第三号から第五号までの基準に従ってリスク削減手法の更新を考慮することができる。ただし、当該リスク削減手法の更新に関連する更新費用をリスク削減手法の効果の額から控除するものとし、当該更新費用には基準日からの一年間において更新費用が上昇するリスクを考慮するものとする。

一　市場リスク　次条に規定する基準

二　損害保険リスクの保険料リスク　第五十二条に規定する基準